

通所介護重要事項説明書

<令和6年12月1日現在>

1. 運営の方針

事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

2. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0278-50-1122 (午前8時30分～午後5時15分)

管理者 高橋 照夫

担当 高橋・藤井・芝崎・林・外山 (☆ご不明な点はなんなりとお尋ね下さい。)

3. 通所介護事業の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

(2) 利用日 毎週 曜日 要介護

名称 川場村社会福祉協議会 ふれあいの館

所在地 利根郡川場村大字谷地3086-1

介護保険指定番号 通所介護 1072700212 (群馬県)

サービスを提供する対象地域 川場村・沼田市

(3) 同センターの職員体制

資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		介護職と兼務	1名
生活相談員 社会福祉主事・介護福祉士	5名	0名	介護職と兼務5名	5名
機能訓練指導員 看護師	0名	1名	看護師と兼務	1名
事務職員	1名		介護職と兼務	1名
看護師	1名	3名	介護職と兼務4名	4名
介護職員	8名	5名	相談員と兼務5名、看護職と兼務5名、調理員と兼務4名 訪問介護員と兼務3名	13名
ホームヘルパー養成研修修了者	0名	2名		2名
介護福祉士	5名	1名		6名
調理職員	4名	1名	介護職と兼務4名	5名

(4) 同センターの設備の概要

定員	30名	休養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 137.41㎡	相談室	1室
浴室	特殊浴槽・中間浴槽と	送迎車	5台

一般浴槽があります。 調理室 1室

営業時間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

サービス提供時間

月曜日～土曜日 午前9時15分～午後4時30分

日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）はお休みとなります。

4. サービス内容

- ①送迎…ご自宅前まで当センターの送迎車で送迎致します。車椅子のまま乗れるリフト車や、イスのまま車内に乗りこめるリフトアップ車があります。
- ②食事…施設で調理した出来たての食事をお出しします。常食のほか、おかゆ食、おかずの刻み食などの指定が可能です。3時にも茶菓子をご提供します。
- ③入浴…ご利用者の状態にあわせて、寝たまま入浴できる特殊浴・座ったまま無理なく入浴できる中間浴・介助浴のご利用ができます。
- ④機能訓練…看護師が皆様の日常生活訓練のお手伝いを致します。
- ⑤生活指導…専門の相談員が生活における様々なお相談をお受けします。
- ⑥健康状態の確認…毎回、看護師が健康チェックを行います。
- ⑦介護方法の指導…家族介護者教室などで、介護方法や栄養・リハビリなどのご指導をいたします。

5. 料金

(1) 利用料金

①通所介護利用料

		1割負担	2割負担	3割負担
	一日当りの 利用料	一日当りの 自己負担額	一日当りの 自己負担額	一日当りの 自己負担額
要介護度1	¥6,580	¥658	¥1,316	¥1,974
要介護度2	¥7,770	¥777	¥1,554	¥2,331
要介護度3	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
要介護度4	¥10,230	¥1,023	¥2,046	¥3,069
要介護度5	¥11,480	¥1,148	¥2,296	¥3,444

・食費

1食あたり

¥600

1割負担 2割負担 3割負担

・入浴加算 1回あたり

¥400

但し、介護保険適用時の自己負担額は

¥40

¥80

¥120

・口腔機能向上加算（月2回対象者のみに加算）1回あたり

¥1,500

但し、介護保険適用時の自己負担額は1回あたり

¥150

¥300

¥450

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ご利用回数毎に**¥180**

但し、介護保険適用時の自己負担額は利用回数毎に

¥18

¥36

¥54

- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 利用料金の 9.0%（限度額の算定からは除外）
- ・ 生活機能向上連携加算 1（対象者に実施） 1 月あたり **¥200**
- ・ 時間延長費 利用時間を超えてご利用する場合は、18 時までは無料といたします。この場合の送迎は御家族で手配願います。
 ※ その他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

（2）支払方法

請求書を発行いたします。月末締め翌月支払いでセンターへご持参下さい。

※口座引き落としでのお支払いも可能です。

6. サービスの利用方法

（1）サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援 1・要支援 2）と認定された場合
- ・ お亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当センターが破産した場合、ご利用者は解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ ご利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 7 日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気などにより、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

サービス利用のために		
事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	有	詳細についてはご相談下さい
職員研修の実施	有	随時、各種研修に参加しています
職員ミーティングの開催	有	
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(1) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間について…送迎は原則として午前8時30分から9時15分の間と午後4時30分からになります。ただし、天候や道路状況等で送迎時間が変更となる場合があります。
- ・お休みの際の連絡…病気、その他でお休みされる場合は、当日の8時30分までにご連絡下さい。
- ・通所日の変更について…ご都合で契約日の通所ができない場合、ご希望の日に振替えることができます。ただし、ご希望の日が既に定員（30名）を超えている場合は、空きのある日への振替となりますのでご了承ください。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）へ連絡致します。

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応…災害時には、事故防止の処置をとり、速やかに安全な場所へ避難します。又、ご家族への引渡しまで責任をもってお預かりいたします。
- ・防災訓練…非常災害に関する計画を立て、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行います。
- ・防火管理者 高橋 照 夫

9. 虐待防止に努める事項

- ・利用者及びその家族から苦情処理体制の整備をします。
- ・サービスの提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに川場村に通報致します。
- ・サービスの提供にあたっては、利用者又は他利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ・やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況と緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載致します。

10. 身体拘束の原則禁止

- ・サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載致します。

11. ハラスメント防止対策

事業者はハラスメント防止に取り組みます。

- ・職員に対するハラスメント指針の周知、啓発を行います。
- ・職員からの相談に応じ適切に対処するための体制整備を行いません。

12. 業務継続計画

- ・感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ・感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- ・感染症及び災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

13. 衛生管理

- ・感染症の予防及び蔓延防止のため研修及び訓練の実施をします。
- ・その他感染症の予防及び蔓延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備、備品の衛生管理等）を行います。
- ・通所介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。

14. 個人情報の取扱

- ・個人情報の取扱・使用については、川場村社会福祉協議会の個人情報保護規定に基づいて取り扱います。

15. 第三者評価実施状況

- ・当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

16. サービス内容に関する苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情は下記窓口までお申し出ください。

(1) サービス相談窓口

社会福祉法人 川場村社会福祉協議会

電話番号 0278-50-1122

受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

担当者 事業所管理者 高橋 照夫

(2) 行政機関その他苦情受付機関

☆川場村役場 健康福祉課☆	
所在地	利根郡川場村大字谷地3200
電話番号	0278-52-2111
FAX	0278-52-2333
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
☆群馬県健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理委員会☆	
所在地	前橋市元総社町335-8
電話番号	027-290-1323
FAX	027-255-5308
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
☆沼田市健康福祉部高齢福祉課 介護保険係	
所在地	沼田市下之町888
電話番号	0278-23-2111
FAX	0278-24-5179
受付時間	午前8時30分～午後5時15分

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を行い、同意された後、本書を交付しました。

事業者

所在地 群馬県利根郡川場村大字谷地 3086-1

名称 社会福祉法人 川場村社会福祉協議会 印

説明者 所属 通所介護事業所

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、本書を受領し、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 利根郡川場村大字

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

本人との続柄